

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：ネパール連邦民主共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ネパール連邦民主共和国（以下、同国という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

同国の第 13 次 3 カ年計画（2014～2016 年度）では、長期的ビジョンとしての今後の 20 年間で後発開発途上国（Least Developed Country : LDC。以下、「LDC」という。）からの脱却を掲げ、持続的経済成長、雇用機会の創出、経済格差是正、地域間バランスの確保、社会的排除の根絶を通じた貧困削減及び MDGs の達成を目標に掲げている。本事業は以下の分野及び開発課題における人材育成を通じて、これらの目標達成に資する支援である。

1) 「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備」

① 経済政策

同国では、対 GDP 比約 3 割にも上る海外労働者送金をけん引役にして、過去 10 年間、年平均 4%程度と低位ながらも安定的に成長を続けているが、1 人当たり GDP は、依然として低位にとどまっている（世界銀行ウェブサイト）。また、産業の未発達、都市部と地方の格差の拡大の是正も課題である。国家が第 13 次 3 カ年計画（2014～2016 年度）において目標として定めている 2022 年までの LDC 脱却のためには、持続的な経済成長が必要であり、同国が抱える経済政策分野の諸課題を包括的かつ戦略的に克服するための国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策等を高いレベルで立案、実施できる行政官・実務者の人材育成と能力向上が急務となっており、本事業の「経済政策」分野の人材育成は、その解決のための支援として位置付けられる。

② 産業振興政策

同国では、GDP の 30%以上を農業セクターに大きく依存し、製造業が低迷しており、経済成長を牽引する有望な産業が育っていない。また、外国投資（FDI）の対 GDP 比も他の南アジア諸国と比べても低い水準にある（世界銀行ウェブサイト）。加えて、都市部における若年層の失業率が高い傾向にあり、職のない若年層は外国へ出稼ぎに出る傾向が高く、国内での十分な雇用機会の創出が喫緊の課題となっている。同国では経済構造の多様化、海外からの投資促進、国際競争力を有する産業の育成、ビジネス環境の整備等に貢献する行政官・実務者の育成と能力向上が期待されているが、本事業の「産業振興政策」分野の人

材育成は、その対応手段として位置づけられる。

2) 「平和の定着と民主国家への着実な移行」

③ 行政運営能力強化支援

同国では地方分権化が推進される一方、1997年以來地方選挙が実施されず地方政府トップが不在の状況が長期間にわたり常態化している（ネパール国地方行政情報収集・確認調査2013年）。また、社会的弱者（貧困、低カースト、少数民族、女性、障がい者、高齢者、僻地住民など）への行政サービスが十分に行き届いていないことも課題となっている。さらには、中央政府のオーナーシップが低く、財政基盤も不十分であり、開発事業を実施するスタッフの能力不足、士気の低さが問題となっている。本事業の「行政運営能力強化支援」は、財務省、国家計画委員会などの総合調整機能の強化、政府関係者の能力強化といった、これらの諸問題への対処法支援と位置付けられる。

④ 国際関係の構築

同国は、政治、貿易、産業、文化等のあらゆる面でインドを中心とした南アジア地域諸国、及び中国の影響を強く受けており、良好かつ戦略的な国際関係の構築は国の安定と持続的な発展のために不可欠である。特に、インドのモディ首相が就任後は電力貿易協定が締結されるなどインドとの2国間の関係が強化されつつあるが、憲法制定に伴う国境封鎖が起るといった事態も発生（2015年9月～2016年2月）しており、同国に不利益とならずWin-Winの関係を築くための施策の立案と実施が、安定的な国家の成長のためには極めて重要である。本事業の「国際関係の構築」分野での支援は、まさにこうした事態への対応策として、非常に重要な支援である。

⑤ 法制度整備支援

同国では2008年の憲法制定議会の設立から、ついに2015年9月20日に新憲法が公布されたが、今後は、更なる国家の基盤となる各種法律の整備が、民主的な国家づくり及び持続的な経済発展に不可欠である。具体的には、国の基盤となる基本法（民法・刑法やそれらに準ずる法律等）の整備及び投資拡大とそれに伴う経済発展に寄与する商法、会社法、貿易・投資関連法の整備が急務であるが、本事業の「法制度整備支援」は、これらの課題に対応できる人材を育成する実践的な支援であると言える。

(3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対ネパール連邦民主共和国国別援助方針（2012年4月）においては、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を援助の基本方針とし、「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備」、「平和の定着と民主国家への着実な移行」、「地方・農村部の貧困削減」を重点分野として設定している。また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年11月）においても、「社会・経済インフラ整備」、「紛争に戻らない仕組み作り及び移行期における国の統治機能の強化」、「都市と農村の格差是正、教育、保健サービスの向上」を重要分野として分析しており、本事業で行う「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備（経済政策、産業振興政策）」及び「平和の定着と民主国家への着実な移行（行政運営能力強化支援、国際関係の構築、法制度整備支援）」分野の人材育成支援は、これら方針と分析に合致する。同国に対する関連分野の JICA の主な支援実績は以下の通り。

・有償資金協力：クリカニ第一・第二水力発電所／カリガンダキ A 水力発電所（1981～1996

年)、タナフ水力発電事業 (2013 年～、実施中)

・無償資金協力：地方都市上水道整備計画 (1988～1991 年)、カトマンズ上水道施設改善計画 (1992～1994 年)、シンズリ道路建設事業 (1996～2015 年)、カトマンズ上水施設改善計画 (2001～2003 年)、カトマンズ - バクタプール間道路改修計画 (2008～2011 年)

・技術協力：制憲議会支援 (2009～2012 年)、民法及び関連セミナー、民法解説書準備 (2009～2013 年)、ジェンダー主流化及び社会包摂促進プロジェクト (2008～2013 年) 地方行政強化を通じた流域管理向上プロジェクト (2009～2014 年)、コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト (2010～2017 年、実施中)、国づくり支援 (2013～2016 年、実施中)、迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト (2013～2017 年、実施中)、法整備支援アドバイザー派遣 (2013～2017 年、実施中)

(4) 他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとしては、主に豪州、ドイツ等の欧米諸国や韓国、中国等のアジア各国の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

ネパールの指導層となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院における学位取得(修士)を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 20 名の留学生が、我が国大学院において、同国における優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 1 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.92 億円 (概算協力額 (日本側) : 2.92 億円、ネパール側 : 0 円)

(5) 事業実施スケジュール (協力期間)

2016 年 7 月～2019 年 3 月を予定 (計 33 ヶ月)。

(6) 事業実施体制 (実施機関/カウンターパート)

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者(財務省、総務・行政省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA 在外事務所等)で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮：

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい

地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし。

3) 開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：
該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし。

(9) その他特記事項：該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ② 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、平成 20 年度以降新方式による JDS 事業においては、事業効果とその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査（今次調査に該当）を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

本事業においても（2016～2019 年度）、4 期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画とする。そのために、2015 年度に協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図る。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、同国における共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値（2016年実績値）	目標値（2019年）
留学する学生数（名）	0	20
留学生の学位取得率（%） ⁱ	0	95

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上

ⁱ 学位取得率については、4期分の計画（3. (1) ②事業内容参照）全体における目標値とする。また、4. (2) に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。